

●視覚に障害を持つ方のための各種制度

制度名	内容	問合せ先
視力障害児療育訓練	視力障害のある乳幼児(在宅に限る。)のために、基本的な生活習慣の習得や集団生活への順応のための療育訓練を行います。	・京都府家庭支援総合センター (電話075-531-9608) ・京都府南部家庭支援センター (電話0774-44-3340) ・京都府北部家庭支援センター (電話0773-22-3623)
中途失明者巡回生活指導員派遣	巡回生活指導員が、中途失明者を巡回訪問し、生活の不便さや困りごと、悩み等、日常生活についての相談を行います。	京都視覚障害者支援センター (電話075-333-0171)
中途失明者点字・パソコン講習会	中途失明者の点字やパソコンの技術を習得のため、講習会を実施します。	京都視覚障害者協会 (電話075-462-2414)
中途失明者巡回歩行訓練	歩行訓練士が中途失明者を巡回訪問し、歩行・感覚訓練など日常生活の基本動作の訓練を行います。	京都ライトハウス (電話075-463-6455)
盲導犬の貸与	盲導犬の育成及び訓練を行い、視覚障害のある方に貸与しています。	府障害者支援課 (電話075-414-4603)